

重要取組シート

財政局 税務部 納税課・税制課

取組項目	市税の徴収対策等の推進
現状・課題	・市の財源の根幹をなす市税収入を確保し、また、納税が困難な納税者に対しては、個々の実情に応じ、適切に対応する必要がある。 ・金融機関の有人窓口の減少や ICT による納税手段の多様化等、納税環境の変化に対応し、電子納税の推進など納税者の利便性の向上に向けた取組を進める必要がある。 ・市税以外の債権の回収を進め、市全体の債権管理を推進する必要がある。 ・定額減税補足給付金（不足額給付）を適正に給付する必要がある。
取組の内容	【市税収入の確保に向けた取組】 ○人材育成 ・事例研究も取り入れた課内研修を実施し技能の向上を図る。 ○徴収スキル継承 ・業務別事務取扱要領を活用し、徴収技術の共有化及び平準化を図る。 ・経験豊富な職員の知識やノウハウをマニュアルや手順書に反映させることにより職員全体のレベルアップを図る。 ○賦課徴収業務の効率化 ・賦課や徴収業務の進捗見える化し、組織内共有を行うことで、業務の管理・平準化を図る。 ・大阪府と府内市町が連携して地方税の滞納整理を推進する「大阪府域地方税徴収機構」に引き続き参加し、高額・難件事案の解消を図る。 ○デジタル技術の活用による徴収の効率化 ・滞納整理のための財産調査システムの本格導入及び RPA を取り入れた調査工程の見直しにより、財産調査の迅速化を図り、滞納整理業務の更なる効率的かつ効果的な運用を推進する。 ○民間活用 ・民間委託の納付勧奨コールセンターや財産調査等を行う収税事務処理センターの業務に納税者の収入額・資産状況など保有する税情報を最大限活用し、個々の状況に即した効率的、効果的な徴収対策を継続的に実施する。 【市全体の債権管理の取組】 ・令和 6 年度に策定した債権回収計画（R6～R8）に基づき、債権管理推進会議幹事会を通じて進捗管理を行い、着実な債権回収を進める。 ・債権管理に関する相談対応等の業務支援を行う。また、研修を実施することで、職員の適正な債権管理の知識向上を図る。 【定額減税補足給付金（不足額給付）】 ・令和 6 年度に実施した定額減税において、減税しきれないと見込まれる方への給付を実施したが、制度上、結果として支給額に不足が生じる方や、定額減税及びこれまでの低所得者世帯向け給付の対象とならなかった方に対して、適正な給付を行う。

スケジュール	前期 (～9月)	☐ 各種研修の実施（4月） ☐ 納付勧奨コールセンターによる納付案内（電話・文書）や収税事務処理センター（財産調査等）の継続実施による徴収対策の実施（4月～） ☐ 大阪府域地方税徴収機構への移管催告及び徴収業務の開始（4月～） ☐ 債権管理状況（令和6年度決算）の照会・とりまとめ（5月～） ☐ 債権管理推進会議及び同幹事会の開催（7月・8月） ☐ 不足額給付のお知らせ「広報さかい」掲載、給付案内送付、申請受付の開始（7月） ☐ 不足額給付の給付金支給（8月～12月） ☐ 固定資産税（2期）督促に合わせた納付催告など現年分徴収対策の実施（9月～）		
	後期 (～3月)	☐ 納付勧奨コールセンターからの報告会（10月） ☐ 納付催告書の一斉送付（1回目）（11月） ☐ 各債権の債権回収計画進捗状況（令和7年度決算見込）まとめ（2月） ☐ 納付催告書の一斉送付（2回目）（3月）		
	次年度以降	☐		
進捗の状況	前期 (～9月)			
	後期 (～3月)			
堺市基本計画 2025	該当する 施策			
	寄与する KPI	—		目標値（2025年度） —
未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号 —	—	
	寄与する KPI	—		目標値（2025年度） —